

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>都市計画総局</p> <p>市の保有する土地に関する事務執行状況について (4) 土地台帳、公有財産表による公有土地の管理について [指摘-8]</p> <p>市が保有する土地が、土地台帳、神戸市公有財産表より抹消処理され、在高として掲載されていなかった。</p> <p>(都市計画総局)</p>	<p>管財課との協議に基づく現段階での措置としては、当該物件については、事業施行者としての神戸市が、再開発ビル市保留床として処分までの間、暫定的に保有する物件であり、また処分に際しては、公有財産規則によらないという性格を有している意味では現在、管財課が保有する公有財産表へは記載せず、当面は、所管課の資産一覧表により管理を行っている。</p>	<p>措置済</p>
<p>基金土地について</p> <p>3. 包括外部監査の結果</p> <p>(1) 総括的監査結果 [指摘-11]</p> <p>暫定的に基金を利用して、神戸市土地開発公社が保有する土地を基金土地に振り替え、最終的に一般会計で買戻すいわゆる「タライ回し」行為は、金利と手数料等で膨れ上がった土地を生む結果となる。</p> <p>(保健福祉局、都市計画総局)</p>	<p>時代の変化に応じて、神戸市土地開発公社を平成 24 年末で解散することとし、平成 22 年度以降、公社において先行取得は行っていない。</p> <p>また、公社解散を見据えて、すでに先行取得していた土地は基金に移管しており、基金の土地については予算措置により順次買戻しを行っている。</p> <p>(住宅都市局)</p>	<p>措置済</p>